

## 公共施設の使用料の見直しに関する事務の経過について

平成 27 年 7 月 16 日 公共施設再配置推進課

### 1 現在までの動き

年 月	内 容
平成 26 年 11 月	「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」策定
平成 27 年 4 月 ～平成 27 年 7 月	庁内検討組織による検討 ・実証実験の実施 ・減免の見直し ・低稼働時間の有効活用 等
平成 27 年 5 月	「広報はだの」5/1 号に使用料の見直しに関する記事 (施設のコスト等)を掲載
平成 27 年 6 月	「広報はだの」6/15 号に使用料の見直しに関する記事 (実証実験)を掲載
平成 27 年 7 月	利用者負担の見直しに関する実証実験(子どもの個人 利用の無料化及び新規施設の開放)開始

### 2 実証実験について

方針に定める見直し内容のうち、次の 2 点について、その効果と課題を事前に把握しておくため、実証実験を開始しました。

#### (1) 子どもの個人利用の無料化

中央運動公園水泳プール(7/1～9/6(8/8～16を除く))、総合体育館サブアリーナ等(7/1～8/31)、おおね公園温水プール(9/1～30)、公民館の卓球台(7/1～8/31)の個人利用について、それぞれカッコ内の期間において子どもの料金を無料にします。

#### (2) 新規施設の開放(時間単位での貸出)

図書館視聴覚室、桜土手古墳展示館映像室、くずはの家研修室について、7/1～9/30 までの間、1 時間 500 円で市民の自主的活動による利用を可能とします。

### 3 減免内容の見直しについて

公共的団体等が行う団体の運営に関する会議及び公益活動は、引き続き減免の対象とします。

しかし、その一方では、減免の内容について施設間で差があるなど、利用者が不公平感を持つような減免の実態に関する意見も届いています。

そこで、次の点を中心として規則等を改正します。

ア 本市等が共催、後援等を行う場合の減免内容を統一する方向で検討します。

イ 高校生以下の教育活動や部活動での利用、子育て支援に関する利用に対する負担を軽減します。

### 4 今後の予定について

- (1) 使用料の見直しに対してより多くの市民の理解を得ることについて、今後も様々な機会を通じ、全庁的な取組みとして進めていきます。
- (2) 夜間などの低稼働時間を有効活用し、歳入増につながる取組みを行うことについて、検討を進めていきます。
- (3) 方針に基づく新たな使用料の算定を進めていきます。